

表題：※重要※ まじきな事務所通信 R7-7「工事の契約書等」について

本文：沖縄県の HP を確認したところ、年度報告時に提出する工事の契約書等に大きな見直しがあったことが分かりました。

従来、完工高の大きい順の上位 3 件については①請負契約書、②注文書及び注文請書のセット、③これらがない場合は、「請求書及び入金が確認できる通帳の写し」を提出していましたが、R8 年 1 月 1 日以降の受付からは③の「請求書及び入金が確認できる通帳の写し」の提出を一切認めない方針になったようです。下記 URL から詳細が確認できますが、かなり厳しい言い方です。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013358/1027161.html>

まじきな事務所としては、来年以降は下記の要領で対応したいと思います。

1. 従来通りの書類を一旦お預かりして工事経歴書を作成。
2. 工事種別ごとに完工高上位 3 件を確定させ、その 3 件の中に請求書のみの工事があれば「請負契約書」又は元請の協力を得て「注文書と注文請書のセット」の形で作り直してもらうことにします。

御社におかれましても、元請さんに対して沖縄県の方針を伝えて頂き、協力をして欲しい旨を頼んでおいて下さい。